

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 4 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会
開 催 日 時	平成 2 2 年 7 月 2 6 日 (月) 午前 1 0 時～ 1 1 時 2 0 分
開 催 場 所	市役所 3 階 3 0 1 会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：添田座長、荒井副座長、波多野委員、岡本委員、栗原委員、永井委員、菅原委員、藤野委員、朝倉委員、見崎委員、小川委員、河野委員、椎木委員 欠席者：久保田委員、杉本委員 事務局：地域福祉課長、地域福祉課主査（地域福祉グループ）、地域福祉課主事（地域福祉グループ）、障害福祉課長、障害福祉課主査（業務グループ）、障害福祉課主事（業務グループ）、コンサルタント（2名）
報 告 事 項	(1) 第 3 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録（要旨）について（資料 1） (2) その他
議 題	(1) 第 3 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修正事項等の検討について (2) 第二次障害者計画の性格と位置付けについて (3) 第二次障害者計画の素案の検討について (4) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 「先天性代謝異常等検査」に関する記述の取扱いについて、事務局案のとおり承認する。 (2) 指摘事項については、事務局に一任することとし、原案のとおり承認する。 (3) 指摘事項については、事務局に一任することとし、原案のとおり承認する。 (4) 次回の開催日は、8月23日(月)午前10時からとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局)	※ 議事進行前に、座長により配付資料の確認と、委員の出欠についての確認が行われた。 報告事項 (1) 第 3 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修正事項等の検討について（参考「資料 1 第 3 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録（要旨）」） ● 「第 3 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録（要旨）」については、資料 1 のとおりである。修正などあれば、後ほど事務局まで御連絡いただきたい。修正があれば修正し、前回の会議録（要旨）を確定し、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第 1 1 条及び第 1 2 条の規定に基づき、市政情報コーナー及び市のホームページ上で公開させていただく。 【主な意見等】 ○ 特になし。 (2) その他 ● 特になし。 【主な意見等】 ○ 特になし

議題

- (1) 第3回地域福祉計画等策定懇談会における修正事項等の検討について
- 前回の懇談会において御指摘を受けた箇所について、7月14日に開催された策定委員会で検討したので報告する。

1点目は、第2回懇談会の指摘事項でもあったフェニールケトン尿症についてである。次世代育成支援行動計画（後期計画）、「51番」「先天性代謝異常等検査」について、これを読んだ一般の方は、スクリーニング検査により、フェニールケトン尿症が早期に発見できれば、知的障害が治ると思ってしまうのではないかと御指摘であった。この件に関しては、主管課である子育て支援課と協議し、また、策定委員会で検討した結果、誤解を受けない表現に修正する方向で考えている。しかしながら、地域福祉計画とは別個に策定された計画であり、地域福祉計画と同様に有識者等で構成された協議会で検討された内容であることや、現時点で子育て支援課にこの件についての問い合わせ等がないことなどを勘案し、次回の計画改定時に必ず修正する方向で対応したいと考えているので、理解いただきたい。

2点目は、自転車の乗り方に関するマナーと自転車が歩道を通行可能な路線について、自転車教室などの機会にパンフレットとして配布すべきとのことであった。この件に関しては、主管課である防災安全課に依頼した。

3点目は、素案（第4章）に掲げた各項目について、内容を詳しく記載すべきとのことであり、特に、自治会活動に関して、市が行う自治会活動への支援・加入促進に関する取り組みについて、追加すべきとの御指摘であった。この件に関しては、現在、事業の特定・指標の数値化と共に関係各課に調査を依頼しているため、第6回策定懇談会の原案検討までに、委員に示したいと考えている。現在、事務局と主管課との間で議論を重ねているが、財政状況が非常に厳しいため、その対応が難しいとの声が非常に多い。市では、我々職員の給与を平成3年度の水準まで下げ、職員数についても、平成7年度には555人、本年度には390人へと減らし、その分を民生費等へ充てる財政努力をしている。5年後には、財政的に数値が達成できないのではないかと危惧の声もあるので、今後も引き続き関係各課と協議し、可能な限り示していくので、御理解いただきたい。

【主な意見等】

- 事務局の説明について、意見・質問はあるか。
- なし。
- 次の議題に入る。

- (2) 第二次障害者計画の性格と位置付けについて（参考「資料2第二次障害者計画の性格と位置付け」「国における重点施策実施5カ年計画の数値目標等」）

- 障害者計画は障害者基本法に基づく中長期の計画で計画期間は任意となっており、障害者のための施策に関する基本的な事項を定めるもので、従来まで計画の策定は努力義務規定だったが、平成19年4月の改正により、市町村による障害者計画の策定が義務付けられた。

障害福祉計画は障害者自立支援法に基づき、3年を1期として障害福祉サービス等の確保に関する計画として定めるもので、障害福祉計画で示すべき事項は、①各年度における障害福祉サービス又は相談支援のサービス種類ごとの必要な量の見込み。どれだけ必要か予測。②必要な見込量の確保のためにどのような方策をうっていくか③地域生

活支援事業の種類ごとの実施に関する事項。これら3つの事項を定めている。そのため障害福祉計画は、障害者計画に掲げる「生活支援」の事項中、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付けで作成することとされている。

これをイメージで書いた物が資料14ページの見開きの表でおもに3つの作り方がある。手法1は、障害者計画の生活支援に関する部分と一体的に、その実施計画的な位置付けで障害福祉計画を策定するケース。手法2は、障害者計画とは別個に、その生活支援に関する部分の実施計画的な位置付けで障害福祉計画を策定するケース。障害者計画で規定される「生活支援」に関する実施計画を、障害福祉計画という形で別冊で作る。手法3は、障害者計画の実施計画の一部という位置付けで障害福祉計画を策定するケース。左のイメージ図では障害福祉サービスの基本的な施策としてこの計画に掲げられ、右のイメージ図ではよりブレイクダウンして事業レベルまで具体化して、例えば啓発なら啓発普及を3年のうちにここまで引き上げようと、この実施計画の中に掲げるというケース。

本市の場合は手法2の方式により今回策定する障害者計画とは別個に、生活支援に関する部分の実施計画的な位置付けで障害福祉計画を平成23年度に策定する予定である。したがって平成23年度に策定する障害福祉計画の中に、各年度における障害福祉サービス又は相談支援のサービス種類ごとの必要な量の見込みが定められることになるので、今回の障害者計画には数値目標は定めないことを予定している。

「国における重点施策実施5か年計画の数値目標等」という資料を御覧いただきたい。国の障害者基本計画は、計画期間が平成14年から平成24年度まで10年の計画を前期後期2分割して、それぞれ5年間で重点的に行う施策と達成目標を定めた重点施策実施5か年計画を定めている。このような中長期の計画であって、数値目標については、例えば「ホームヘルパーの水準を何十万人にしましょう」といった数値目標は障害者基本計画の中には書かれていない。ここには重点施策実施5か年計画から抜き出した数値目標の一覧が掲載されているが、例えばホームヘルパーについては5年間で6万人、ショートステイでは5千6百人分というように定められている。このように国が掲げた数値目標については、一覧に抜き出しているが障害者基本計画で定めた事項のうちの、生活支援に関する部分を取り出しているものがほとんどである。

本市では今年度障害者計画を作り、来年障害福祉計画を作る。そうすると障害者計画で掲げた生活支援に関する施策のうち、数値目標が障害福祉計画で定められる、というような構造になる。国の障害者計画と重点施策実施の流れとほぼ同様の流れになると言うことから、障害者計画の中に数値目標は掲げなくても良いのではないかと事務局では考えている。

- 計画策定にあたり、障害福祉計画との違いや策定の考え方についての事務局の説明について、意見・質問はあるか。
 - なし。
 - 次の議題に入る。
- (3) 「第二次障害者計画の素案の検討について（参考「資料3 第二次障害者計画素案」
- まずは素案についていくつか修正箇所があるので御確認いただきたい。38ページ中、図の線と黒丸が一致しないものがあるのでここは次の会議までに修正する。46ページ中「障害のある人も、自分自身

の意志…」を「障害のある人の意志…」に修正する。52ページ中題名の「地域自立支援協議会」の二重線で消してある部分を削除する。同じく52ページ中の図の矢印によって文言が見えなくなっているものを次の会議までに修正する。次に、計画の体系案として第4章の「基本的計画」の部分ができておらず提示していない。お詫び申し上げます。

計画は、第1章から第6章までで構成する。計画の中では障害者という言葉は使っていない。基本的に「障害のある人」に置き換えている。

第1章、ここで言いたいことは、平成15年度からは社会福祉基礎構造改革の一環としてそれまでの「措置制度」に代えて「障害者支援費制度」が始まるという大きな制度改革が行われてきた。そのような中、平成18年度からは制度の安定的な運営の確保、障害種別ごとに提供されていたサービス体制の3障害一元化を目指して「障害者自立支援法」に基づくサービス体系に移行するという制度改革が行われた。この計画の趣旨は障害者自立支援法に基づく武蔵村山障害福祉計画と密接に連携を図りながら、障害者施策を一層総合的かつ計画的に推進していくことにした。2項、計画の性格と位置付け。武蔵村山市第四次長期総合計画の個別計画として策定する。長期総合計画は市の市政全般にわたる施策が長期総合計画の中に書かれているが、この障害者計画は障害者福祉部門の個別計画という位置付けである。国及び東京都それぞれが策定した関連の計画などや市が策定した各種計画等との整合・連携を図る。それを視覚的に書いたのが枠の中。福祉部門の個別計画がゴシックの枠の中に書いてある。福祉計画との関連を踏まえつつ障害者計画を作る。3項、計画の期間。今回の障害者計画の計画期間は平成23年度～26年度を定めている。障害福祉計画は障害者自立支援法が現行のまま行けば、平成24年度～26年度までの3年を第3期障害福祉計画とする。上段の武蔵村山市第二次障害者計画と下段の第3期武蔵村山市障害福祉計画が、平成26年度でそれぞれ計画満了を迎える。平成26年度に第三次障害者計画と第4期障害者計画を一体的に策定するというように事務局では想定している。4項、市民の意向を反映し、市民説明会を開催する予定。

第1章についての説明は以上であるが、二章以降も続けて説明するべきか、ここで一旦説明を終え、質問を伺うべきか。

- 何か意見・質問はあるか。
- なし。
- もし意見があれば全体が終わってから頂戴したいので引き続き説明をお願いしたい。

- 第2章、障害のある人の現状と課題のまとめである。障害者手帳を持っている人の現状がどうなっているかが書かれている。身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などの推移が分かる。近年の傾向として、身体障害では肢体不自由が過半数。1級が最も多く、重度者(1・2級)の割合が約半数。障害の重度化が進んでいると手帳所持者の統計から分かる。32ページから37ページまではアンケート調査での回答である。どんなことで困っているかといった現状や生活での困りごとや外出時の困りごと、障害を持つ方ご自身の現状と課題を浮き彫りにする。38ページでは障害のある人を取り巻く環境がどうなっているのか。39ページでは就労に焦点をあてて現状と課題をまとめている。

第3章は、計画の基本的な考え方である。43ページに二重の枠

に、「障害のある人も、住み慣れた地域や家庭で安心してその人らしく自立して暮らせるまちづくり」ということで、4年後にはこういう将来像にしていこうという意味での計画のグランドデザインを描いた。それを達成するための政策目標として政策の柱である「障害のある人が安心して暮らせるまちづくり」、「障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり」、「支え合い、共に生きるまちづくり」の3つを立てている。47ページの図は、1番上に基本理念、理念を支える3つの基本目標、そして基本目標を支える基本的な視点を46ページに4つ、「障害のある人の人権と自己決定・自己選択の尊重～自分らしくいきいきと」、「利用者本位の支援～一人ひとりを大切にすする」、「地域の人々との協働～支え合い、助け合う」、「施設や人材の広域的確保と障害のある人の選択肢の拡充～広く」と立てた。こういう構造で計画を作っていこうと考えている。

第4章については先ほど説明したとおりで今回は提示していない。

第5章、計画推進の体制については、計画推進の体制として自立支援協議会の設置を記載している。今年の1月から準備会を設置し、文章では3行目、平成22年 月と空欄になっているが、設置は10月を予定している。自立支援協議会を設置して、障害者計画の進行状況を自立支援協議会の皆様に審議を頂きながら、推進していきたい。52ページのイメージのように、自立支援協議会を中心に利用者と市、ネットワークを持ちつつ障害者計画の進行管理を行っていききたいと考えている。

- 意見・質問をいただきたい。
- 29ページ、関係者は手帳の数、イコール実際の障害者数ではないと分かっているが、一般の市民の方は手帳数イコール障害者数と思いきこんでしまわれる危険性があるかもしれない。障害の方は手帳取得者以外にも相当数いらっしゃるというような説明をかつこ書きで記載するとより誤解が生まれないのではないか。
- もっともな御意見である。記述を改めたい。
- 23ページ、発達障害について記載があるが、現状で発達障害者数等について把握出来ていないならば把握できていないという文言もいれるべきではないか。
- 把握し切れていないのは事実である。修正する方向で検討する。
- 38ページ、入所サービスを実施している施設があるのだが、記載されていない。確認いただきたい。
- 確認し、修正する。
- 46ページで「障害のある人も」との表記を変えたのなら、他の記述箇所もそれで統一してはどうか。このままでは健常者が主体であって、障害がある人もついでにと取られることがあるかもしれない。
- 全体的に御指摘の方向で改善していきたい。
- 「障害のある人も」の表記は理念にも入っているので、変更するならばこういった部分から変えていくことが必要だろう。
- 差別の禁止や虐待の防止も盛り込むべきではないか。
- 実際手帳を取得されてない方もいらっしゃるのので、適宜書き込む方向で考えたい。
- 29ページ、アンケートの調査結果で「悉皆^{しつがい}」という言葉が使われているが、意味がわからない。必要な言葉か。
- 削除しても意味が通るので削除する方向で修正する。
- 「障害のある人」というのが表現としてどうもすっきりしない。どこまでが範囲であるのか。

- 手帳所持者に関係なく3障害を有している人を指すが、適切な表現があれば是非議論いただきたいところである。
- 「障害のある人」という表現は、以前「障害を持つ」という表現が多く使われていた際に当事者にしてみれば「持ちたくて持っているわけではない」ということがあり、それからこのような表現に落ち着いたところもあったのではないか。
- 44ページの各機関どうしの地域でのつながり方がよく分からない。また、障害のある人を中心として進める、となっているが、この体制は誰がコーディネートしていくのか。
- 工夫して、つながっているように見せられるかどうか検討したい。
- 「地域で暮らす」というのは理想としては良いが、現実として施設に暮らさざるを得ない人たちをどうしていくのか。
- そのあたりについても計画に盛り込めるよう検討していきたい。
- 47ページ、今後、市内に入所の施設が増えると思われるので、将来像に施設を含めた形で検討していただきたい。
- 検討する。
- 44ページ、地域福祉エリアの中に平成22年10月から設置される自立支援協議会を含んだ形で表記したらどうか。また、今後法改正により見直しがあると思うのでそれを記載したらどうか。
- その方向で考えていきたい。
- 24ページの「地域福祉計画」の位置付けについては、他の福祉計画全体を網羅するような位置と思うがどうか。
- この部分については、地域福祉計画が他の計画と密接に関わっているが、個別に他の福祉計画を策定しているのでこのように記載している。
- 46ページ、基本的視点の中に「広く」とあるが、何を広くというのかがわかりにくいので「視点を広く」といった表記にしたらどうか。
- 検討していきたい。
- 44ページの図について、地域住民（市民）が入っていない。自立支援協議会とあわせて検討すべきではないか。
- 就労は大きなファクターであるから、そういった視点も必要だろう。検討して、うまい絵を工夫していきたい。
- その他に意見・質問はあるか。
- なし。
- 議題(3)「第二次障害者計画の素案」については、御指摘のあった考え方については、策定委員会で再度検討することとし、その部分以外は原案の考え方を承認することとする。次の議題に入る。

(4) その他（参考「資料4第5回地域福祉計画等策定懇談会の日程について」）

- 第1候補としては8月23日（月）午前10時から、第2候補としては、24日午前10時から、第3候補としては、同日24日午後1時30分からのどれかにさせていただきたいが、いかがか。
- 事務局から2候補示されたが、出席者の多い方に開催したいと思うが、いかがか。
- （全案欠席希望者が同数）
- 全案同数ということで、第1候補である8月23日（月）午前10時からを、次回の懇談会の開催日とする。以上をもって、本日の議事を終了する。第4回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会を終了す

